

○河合一也委員長 それでは、皆様、御苦労さまです。

ただいまから市民福祉常任委員会を開会いたします。

これより議案の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は全部で2件であります。

審査順序は、お手元に配付の審査順表のとおり、健康福祉部、こども未来部の順に審査したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○河合一也委員長 御異議なしと認めます。よって、お手元の審査順表のとおり審査することにいたします。

それでは、まず、健康福祉部所管の議案審査を行います。

議第41号「令和6年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）案」を議題といたします。

資料は、補正予算書の17ページ以降となります。

それでは、議第41号に対する質疑に入ります。

質疑のある委員は御発言願います。

○深田ゆり子副委員長 補正予算書の20、21です。

今回、資格確認経費ということで912万7,000円を委託料として計上されておりますけれども、この資格確認する人が、その作業が増えて人数を増やすのか、それともどんな理由で今回の912万7,000円を委託費として補正を追加するのか。

あと、委託先がどこになるのかというのと、この912万7,000円が何人分に当たるのか、教えてください。

○渡仲貴之国保年金課長 今回の補正の912万7,000円の内容になりますが、12月2日で国民健康保険証の紙の保険証が廃止となります。8月1日に例年の保険証の更新時期が来まして、来年の7月31日までは1年間、その保険証が使えるわけですが、それ以降は新しい紙の保険証は、令和7年8月1日からは発行されませんが、その間、新規に国保に入られる方にはもう出ませんので、マイナ保険証がまだない方には、紙の保険証が廃止されることで、その代わりになるものとして資格確認書というものが発行されて、それを持って病院で受診をされることとなりますので、ちょっと古い数字にはなりますが、県のほうで出していただいたもので、国民健康保険の保険者数が焼津市で2万4,845人というのが、令和6年1月時点の数字ですが、そのうち、マイナ保険証、マイナンバーカードに保険証の機能を乗せた方、それが1万6,717人となりますので、今現在、もうちょっと進んでいると思うんですが、約8,000人の方はその時点ではマイナ保険証を持っていませんので、そういう方がマイナ保険証を、まだマイナンバーカードに保険証がなければ、資格確認書というものを発送する形になります。

それと、あと、一応、マイナ保険証をお持ちの方にも、資格情報のお知らせということで、あなたの持っているマイナ保険証には、保険証の記号番号とか、個人番号の下4桁は何番です、このように登録されていますというお知らせが行きます。それが来年の

8月1日に、一斉にもう紙の保険証というのは次の更新がありませんので、そういうことに対応するためのシステム改修の経費、システムを全部、それに間に合うように、今のシステムではちょっと対応ができませんので、そのシステム改修経費に係るお金が912万7,000円という形になります。

業者に関しましては、まだ見積りをいただいて、これだけ予算がかかるだろうということですので、予算が通りましたら、選定作業に入る形となります。

○河合一也委員長 8,000人分でいいということですね。

○渡仲貴之国保年金課長 資格確認書は、現時点では8,000人、マイナ保険証の人が月々増えていきますので、1月から来年の8月まで1年7か月もあるので、その間、皆さん、マイナ保険証を持つ人たちが増えれば、その8,000人は減っていきます。

以上です。

○深田ゆり子副委員長 分かりました。質疑の趣旨がちょっと変わっていて申し訳なかったですけども、現在、県の計算だと、1万6,717人がマイナ保険証に入っているよということなんですけれども、現在、全国では5%ぐらいのマイナ保険証を使った受診率というのがすごく僅かなんですよね。これから1年かけて、それを100%近くというか、たくさん上げていくという、そういうことにつなげたいというのが国のほうだと思うんですけども、ただ、実際に、入れてみても、何か怖いものだから、それは使わないという人が何人も聞いているんですよ。それで、内科医さんに置いていないところもあるんですよ。読み取る機械ね。それで、この間、そういう人たちも、もし8,000人の中には入っていないから、資格確認証が欲しいという、そういう人が出てきましたら、どうされるのか。

○渡仲貴之国保年金課長 申請があれば交付する対応となります。

○深田ゆり子副委員長 申請がなければ交付されないということなので、すごく複雑な思いの市民が増えると思うんですよ。そういう周知というのはこれからされるんですか。

○渡仲貴之国保年金課長 国保だよりですとか、広報やいづですとか、ホームページですとか、あと、保険証更新時の、もう一回は更新がありますので、そういうことで皆さんにお知らせする機会を捉えて、情報提供をしていきたいと考えております。

以上です。

○深田ゆり子副委員長 分かりました。

それを見て、ちゃんとできる方がどれぐらいいらっしゃるかというのもこれからの課題だと思うんですけども、先ほどおっしゃいましたシステム改修の業者というのは、どこに委託するのかというのは、もう考えていらっしゃるのか。それとも何か入札とか、何かやるんですか。

○渡仲貴之国保年金課長 見積りを今の国保のシステムを導入しておりまして、それがSBS情報システムに頼んでありますので、その改修になりますので、おおむねそこになるんじゃないかとは、思っております。

○深田ゆり子副委員長 SBS情報システム、いろんなところが焼津市、使っていますよね、いろんな課で。何か公平性に関しては、どうなんだろうというふうに思うんですけども、その辺、国保はSBS。

○渡仲貴之国保年金課長 今のものの改修という形になって、当初入れるときには、やは

り入札、あったんじゃないかと思うので、システムが大きく変わっちゃうんだったら、また新しい業者ということも考えられると思うんですが、現行のシステムのメンテナンスにかかるようなものなので、多分、今回はSBSさんをお願いするんじゃないかとは思っております。

以上です。

○河合一也委員長 ほかに。

○石田江利子委員 この912万7,000円の中に改修費ということで今の副委員長のお話にもありましたけれども、その改修に関するスケジュール的なことと、あとは、その912万7,000円の中が全てその改修費になるのか、先ほどおっしゃったような市民の皆さんへのお知らせ的な、配送料とか、そういったものも含まれるのか、詳しいことを教えてください。

○渡仲貴之国保年金課長 石田委員がおっしゃるように、システム改修が、主には3つのシステム改修をします。それと、もう一つが、通知書、加入者情報というのを発送するので、そういう郵送に係る経費も1つ入っていますので、システム改修が大きくいうと3つ、それと、そういう手作業といいますか、封入、封緘の委託のものが1つになりまして、まず、システム改修、3つのうち、加入者情報、先ほど、マイナンバーカードに入っているあなたの保険証はこういうものですよというのを、マイナンバーの下4桁と一緒にお知らせして、国のほうでも以前うまくマイナンバーカードとマイナ保険証が突合できていないという事例があったようなので、そういうことがないように、一応、保険者の皆さんに加入者情報をお知らせして、ちゃんとマイナンバーカードに自分の保険証が入っているというのを確認していただくためのシステム改修が154万円かかります。

その通知を、石田委員がおっしゃるように、発送する分の費用として、それはシステム改修ではありませんが、76万7,800円かかります。こちらのスケジュールに、まず、そういう加入者情報という関連のシステム改修と発送になるわけですが、それがプログラム、システムの開発の完了が8月末を予定しておりまして、プログラムの適用ですとか、通知の発送を9月に行いたいと思っております。

システム改修も順次、時期時期で合わせていきますので、2番目のシステム改修として、負担割合等の表示内容をチェックするシステム改修というものがあります。2割負担とか、3割負担とか、その負担割合のチェックのシステム改修費が110万円になります。こちらのプログラムの開発の完了が7月下旬、適用が8月初旬を予定しております。

3つ目のシステム改修としまして、先ほどの資格確認書、マイナ保険証を持っていない方に資格確認書を発送するための、資格確認書が印字されてくるというか、そういうためのシステム改修が572万円です。あくまで予算の積み上げ上の金額ですが。スケジュールとしましては、プログラム開発が10月末までで、プログラムの適用が11月の中旬で、12月2日以降に資格確認書が間に合うような計画で進める予定です。

以上です。

○河合一也委員長 ほかに。

○深田ゆり子副委員長 今回のスケジュールですと、市民に、国保加入者、被保険者に通知するのは何月ぐらいになるんですか。

○渡仲貴之国保年金課長 加入者情報は、9月末に発送を予定しております。被保険者全

員に9月末。

○**深田ゆり子副委員長** 9月末に発送する中に、資格証明書が必要な方は申入れをしてくださいとか、そういう文言も含まれるんですか。

○**渡仲貴之国保年金課長** まだ検討中です。

○**深田ゆり子副委員長** そこで書かないと駄目だと思いますので、お願いします。

○**河合一也委員長** 資格確認書というのは、どんな大きさでしょうか。今と同じぐらいですか。

○**渡仲貴之国保年金課長** 委員長がおっしゃったように、今の国民健康保険証と同じような紙の物を考えております。多分、全国的にそうです。

○**河合一也委員長** 分かりました。

○**四之宮慎一委員** 関連してなんですけど、こういうシステム改修のときに抽出とかをやると、結構、ミスがあったりとかして、国のほうでも、先ほどおっしゃったように、ミスがあったので、チェックを業者任せにはしないで、当局でもしっかりチェックをしていただいて、ミスのないように進めていただきたいと思いますので、質疑じゃなくて要望です。

もちろん業者もチェックすると思うんですけど、当局でも抽出されたデータをどうチェックするのか、あと、抽出されたデータをまた印字するときに、それをランダムにチェックするのとか、どういう方法をされていますか。

○**渡仲貴之国保年金課長** 一応、これから業者が決まって、細かい打合せをしていきますが、システム改修の都度、やはりミスがあると、大きなミスになってしまうので、打合せをする中で、市のほうのチェック機能も働くようにやっていきたいと思います。

○**河合一也委員長** ほか。

○**深田ゆり子副委員長** 今回の補正予算で、この資格確認経費が出ているんですけども、それは全国一律に、この6月定例会で出ているということですか。

○**渡仲貴之国保年金課長** 全国一律かは分からないんですけど、県内の近隣市はほぼ、この6月定例会で、特に島田市さんとか、藤枝市さんは6月やるということ聞いております。

○**河合一也委員長** ほか、どうでしょうか。よろしいですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**河合一也委員長** じゃ、質疑はこれで打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**河合一也委員長** 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第41号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○**河合一也委員長** 挙手総員であります。議第41号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、健康福祉部所管の議案の審査が終了しました。

健康福祉部の皆様、御苦労さまでした。

次に、こども未来部所管の議案審査を行います。

議第45号「焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

資料は、議案書の29ページです。参考資料は、30ページ以降になります。

それでは、議第45号に対する質疑に入ります。

質疑のある委員は御発言願います。

○**深田ゆり子副委員長** 参考資料でちょっとお聞きします。

焼津市の家庭的保育事業で、今回の条例案に対象となる園は幾つありますか。

○**平岡雅子保育・幼稚園課長** 今回の条例の対象になるところは、小規模保育事業所と事業所内保育事業所になります。小規模保育事業所は市内に17か所、それから、事業所内保育事業所に関しましては1か所ございます。

以上です。

○**深田ゆり子副委員長** いつだか、法律が変わって、小規模保育所は今までゼロ歳からゼロ・1・2歳児だったと思うんですが、それが3・4・5歳児まで対応可能となったんですが、3・4・5歳児までやっている小規模保育所、事業所内保育所はありますか、焼津市で。

○**平岡雅子保育・幼稚園課長** 市内にはございません。

○**深田ゆり子副委員長** ないということは、今回のこの保育士の数は、満3歳以上、第29条、ここに、(3)が満3歳以上、満4歳に満たない児童、おおむね15人につき1人、これと、満4歳以上の児童、おおむね25人につき1人、それから保育従事者も同じように子どもの人数が減っているんですけど、これは、認定保育園のほうも、認可保育所のほうも、国のほうで法律がこのように変わってきた流れだと思うんですけども、焼津市には今ないということは、この条例の対象の園はないということではよろしいんですか。

○**平岡雅子保育・幼稚園課長** おっしゃるとおりです。

○**河合一也委員長** ほか。

○**井出哲哉委員** ちょっとカウントの仕方なんですけど、トータルで何歳以上、何歳未満でというのがないですか、に対して1人という。トータルで保育所で何人いればいいのかということになるのか。というのが、例えばですよ、3歳以上4歳未満と4歳以上を副担任として兼務している場合とかのカウントって、どうなるのかなど。なので、園として、もう何歳以上が何人、何歳のカテゴリーの子どもが何人いて、何人いて、何人いて、トータルで何人必要、トータルでいいのか、例えば、その年齢層を担当する職員が何人いますと、計算して出すのか。

○**平岡雅子保育・幼稚園課長** 運営上はトータルで考えますので、この年齢層がもし仮に欠けていたとしても、運営ができなくなるということではありません。

以上です。

○**井出哲哉委員** 分かりました。逆に、だから僕もそういうほうが、結構、小さい子たちの保育で見るときに、友軍的なフリーで動ける人の人数が多いというのが、多いというのか、フリーで動ける人がいるというのが大事だと思うので、そういったトータルで見られるということであれば、効率もいいのかも思ったので、そこ、確認をしたかった

ので、よかったです。

○石田江利子委員　そもそもの今回のこの改正の背景を教えてください。

○平岡雅子保育・幼稚園課長　この法令ができた経過からですけど、こども未来戦略というのが令和5年12月22日に閣議決定をされまして、今後3年間の集中的な取組の1つということで、75年ぶりに教育保育施設の職員配置の改善が挙げられまして、4・5歳児の職員配置の最低基準が30対1から25対1にすることが盛り込まれたことを踏まえて、保育所と小規模保育事業所A型・B型、それから、事業所内保育事業所の3歳及び4・5歳児の職員の配置基準が改められました。つきましては、同基準を基に設定をいたします児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則というのは県のほうで、家庭的保育所等設備及び運営に関する基準を定める条例を市が、同様の改正を行うことになったものです。

以上です。

○石田江利子委員　手厚くするということですね。

○平岡雅子保育・幼稚園課長　職員の処遇改善です。

○吉田昇一委員　3歳未満とか、いわゆる年齢があるんですが、この年齢関係は、その月々のところで、この人数、やっていかなきゃいけないのか、4月1日現在だとか、その辺は、厚労省のほうと、焼津市のこの条例ではどのようなお考えになっているでしょうか。

○平岡雅子保育・幼稚園課長　月ごとで報告をいただいています、その時点で確認するという形になります。

以上です。

○河合一也委員長　ほか、どうでしょうか。よろしいですかね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○河合一也委員長　質疑はこれで打ち切ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○河合一也委員長　討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第45号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○河合一也委員長　挙手総員であります。よって、議第45号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、こども未来部所管の議案審査が終了しました。

これをもちまして、当委員会に付託されておりました議案の審査は全て終了しましたので、市民福祉委員会を閉会いたします。皆様、御苦労さまでした。

閉会（10：28）